

社会福祉法人 篠栗町社会福祉協議会 求職者等に対するセクシャルハラスメント防止に関する基本方針

令和8年10月1日制定

1 基本的事項

社会福祉法人篠栗町社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本会で働く職員のみならず、本会の採用活動等に参加する求職者その他これに類する者（以下「求職者等」という。）に対するセクシャルハラスメントをはじめ、あらゆるハラスメント行為（以下、「求職者等ハラスメント」という。）を一切許容せず、安心かつ自由な職業選択の機会を確保します。

2 求職者等ハラスメントの対象となる行為

- （1）面接等において、業務に必要なでない性的な内容、交際状況、結婚の予定等を含む質問や発言を行うこと。
- （2）不必要な身体への接触を行うこと。
- （3）職務上の立場を利用して、性的な関係の強要や、執拗に私的な食事やデートへ誘うこと。
- （4）職場における優越的な関係を背景とした、業務の目的を逸脱した不当な圧力をかける言動を行うこと。
- （5）性差別的な偏見（性別役割分担意識等）に基づく発言、または性的指向・ジェンダーアイデンティティを不必要に詮索すること。
- （6）採用の可否を条件として、不当な要求を受け入れさせようとする事。

3 求職活動等における遵守事項

- （1）面談・面接の実施にあたっては、適正な時間帯及び透明性の高い公的な場所を指定します。
- （2）面談・面接の実施にあたっては、原則として複数名の職員で対応し、密室での一対一の状況を回避します。
- （3）求職者等との連絡には、本会が指定した公式な連絡手段（公用メール等）を使用し、職員が個人の連絡先（私的な LINE 等）を用いて直接連絡を取る行為を禁止します。

4 厳正な対処

求職者等ハラスメントを行った職員に対しては、速やかに事実関係を確認の上、本会「就業規則」に基づき、厳正に対処します。

5 相談窓口の設置

求職者等ハラスメントに関する相談及び苦情処理に対する相談窓口を設置します。

●相談窓口

篠栗町社会福祉協議会 求職者等ハラスメント相談窓口

●E-mail

info@sasaguri-shakyo.or.jp

●TEL

092-947-7581（平日9時～16時30分）

6 プライバシーの保護と不利益取扱いの禁止

相談者、行為者および事実関係の確認に協力した者のプライバシーは厳重に保護し、職務上知り得た秘密は一切外部に漏らしません。

また、相談や協力を行ったことを理由として、求職者等や職員が不利益な取扱いを受けることは一切ありません。

7 求職者等ハラスメントの防止及び再発防止

求職者等ハラスメントの未然防止及び再発防止のため、採用活動等に関与する職員への周知及び必要な研修等に取り組みます。